駐車場を休止する場合の届出について

- 1 . 届出の時期 休止した日から 10 日以内。
- 2.提出書類と部数

休止届 2部(うち1部は審査終了後、副本として返却) 一部休止の場合は、その箇所の平面図を添付する。 第4号様式(第4条関係)

平成 22 年 4 月 1 日

(あて先)大田区長

駐車場管理者 住所 大田区蒲田 5 - 1 3 - 1 4氏名 大田パーキング(株)代表取締役 大田 一郎 印

、法人にあっては、その事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名

路外駐車場休止届

駐車場の供用を下記のとおり休止したので、駐車場法第14条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称 大田第一駐車場
- 2 駐車場の位置 大田区蒲田5-13-14
- 3 休 止 の 理 由 駐車場内の設備改修工事のため
- 4 休 止 期 間 平成 2 2 年 4 月 1 日から

平成 22 年 4 月 23 日まで 23日間

- 5 休 止 台 数 全 部 (一 部) (10 台)
- 6 休止する部分の面積 125 平方メートル
- (注)1 正副2通を提出してください。
 - 2 一部休止の場合は、休止部分の平面図を添付してください。